

○警察署台帳の作成要領について

(昭和47年11月6日例規／神総発第154号)

最終改正 平成24年7月3日例規第31号神外発第23号

各警察署長あて 本部長

警察署台帳は、神奈川県警察処務規程(昭和44年神奈川県警察本部訓令第3号)第92条の規定に基づいて作成し、毎年補てん訂正を加え報告することになっているが、このたび事務合理化を図るため様式を改め、記載要領、報告要領を次のように定めたので取扱いに遺憾のないようにされたい。

おつて、次の通達は、廃止する。

- 1 警察署台帳の備付けについて(昭和30年3月1日、30神書発第18号)
- 2 警察署台帳の補てん訂正事項の報告について(昭和32年1月14日、32神総発第7号)

記

主な内容は

- 改正の要点
- 記載要領
- 報告要領

等である。